

笠間市 物価高対応子育て応援手当

こども1人につき **2** 万円を給付します!

A

【対象】①令和7年9月分の児童手当支給対象児童

※令和7年9月に出生した児童については10月分

②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれたこども



笠間市では
さらに

プラス

1

万円給付

B

笠間市乳幼児等子育て応援支給事業

【国の重点支援地方交付金活用事業】

【対象】**A** の物価高対応子育て応援手当支給対象者のうち、
令和8年1月1日時点で笠間市に住所がある

①0～2歳児

②3～5歳児で幼稚園や保育園などへ入園していないこども



笠間市では
さらに

プラス

1

万円給付

C

笠間市障がい児子育て応援支給事業

【国の重点支援地方交付金活用事業】

【対象】**A** の物価高対応子育て応援手当支給対象者のうち、
令和8年1月1日時点で笠間市に住所を有し次の
いずれかに該当する児童

①身体障害者手帳を所持している

②療育手帳を所持している

③精神障害者保健福祉手帳を所持している

④特別児童扶養手当受給者

⑤小児慢性特定疾病医療受給者

⑥障害福祉サービス・児童サービス利用者

⑦医療的ケア児



A・B・Cいずれも
該当する児童
一人あたり

4万円

原則、**申請不要**。

申請が必要な方もいるため詳しくは裏面をご確認ください。

申請が必要な方は？

①公務員 ※申請期限：1月31日（土）

公務員の方の児童手当は勤務先から支給されていますが、物価高対応子育て応援手当はお住まいの市町村から支給されます。そのため、お住まいの市町村へ申請が必要となります。勤務先から交付された申請書に必要事項を記入のうえ申請願います。

申請はこちら▶



申請（公務員用）

②令和7年10月1日以降、令和8年3月31日までに生まれた新生児

支給対象者の基準日を令和7年9月30日としているため、令和7年10月1日以降生まれた新生児の保護者は申請が必要となります。

ただし、すでに児童手当の認定請求がすみ、笠間市から物価高対応子育て応援手当のお知らせが届いた方は申請は不要です。

申請はこちら▶



申請（新生児用）

支給日はいつ？

①申請が不要の方は

令和8年 **2月10日**です。

児童手当12月・1月分の支給日に合わせて2月10日に指定の口座へ振り込みます。

②申請が必要な方は

最短で、令和8年 **3月10日**です。

申請が必要な公務員の方や、基準日以降生まれた新生児の保護者の方には、最短で3月10日に指定の口座へ振り込みます。

※申請時期により、4月10日、5月10日に振り込みとなります。

手当を辞退したいときは？

「物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書」

を **1月16日**までに提出してください。
様式は、笠間市HPからダウンロードできます。

支給口座を変更したいときは？

児童手当で指定している口座を変更したい場合は、「物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書」を

1月16日までに提出してください。
様式は、笠間市HPからダウンロードできます。



詐欺にご注意

ご自宅や職場などに笠間市から問合せを行うことがあります。ATMの操作をお願いすることや支給のための手数料などの振り込みを求めることはありません。

問合せ先

- ・ **A B** に関すること

笠間市役所 こども部 こども福祉課
TEL 0296-77-1101（内線 164）

- ・ **C** に関すること

笠間市役所 保健福祉部 社会福祉課
TEL 0296-77-1101（内線 151）



笠間市
公式HP